

新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付 償還(返済)猶予・償還額の変更に関するご案内

令和4年12月1日

新型コロナ特例貸付は、令和5年1月より償還(返済)が開始(繰上返済を除く)され、借りられた方々へは順次償還開始のお知らせを送付しております。

また、特例貸付を借りられた方で、償還が困難な状況である等の場合は償還猶予や償還月額変更の申請ができる場合があります。

償還猶予の申請書については、償還開始のお知らせと同封しておりますが、住所変更の未届け等により文書が届いていない場合は下記コールセンターへご連絡ください。

特例貸付コールセンター 099-821-8213
受付時間:9:00 ~ 17:00(平日のみ)

【償還猶予申請】

特例貸付の償還(返済)を1年間猶予することができます。申請の対象要件や申請方法につきましては、下記のとおりとなります。

1 償還猶予対象資金

緊急小口資金※

総合支援資金(初回)※

※償還開始または償還開始直前の資金に限ります。

2 償還の猶予ができる期間

原則1年間

3 申請方法

**お住まいの市町村社会福祉協議会または自立相談支援機関へ
ご相談ください。**

鹿児島県内の市町村社会福祉協議会

→

[ここをクリック](#)

鹿児島県内の自立相談支援機関

→

[ここをクリック](#)

4 対象要件や必要な書類等について

償還が困難であるとのやむを得ない事由 が認められる場合の対象要件	申請に必要な書類等
①地震や火災等の被災した場合	被災証明書, 罹災証明書 など
②病気療養中の場合	診断書, 病状証明書 など
③失業または離職中の場合	退職証明書, 離職票 など
④奨学金や事業者向けのローン(住宅ローンを除く)など, 他の借入金の償還猶予を受けている場合	他の借入金の償還猶予を受けている ことが確認できる書類
⑤自立相談支援機関に相談が行われた結果, 当該機関に おいて, 借受人の生活状況から償還猶予を行うことが 適当であるとの意見が提出された場合	※お住いの自立相談支援機関へ ご相談ください
⑥都道府県社会福祉協議会が上記と同程度の事由によっ て償還することが著しく困難であると認める場合 (やむを得ない事由の例) ・収入減少や不安定就労によって生活が安定しない。 (直近3カ月の収入が住民税非課税相当を目安に判断) ・DV等の被害を受けて避難している。 ・多重の債務があり, 債務整理を行う可能性がある。 ・公共料金等の滞納が続いており, 生活に困窮している。	

※申請の際に、対象要件全てにおいて償還猶予申請書は必要となります。

5 確認内容

(1)申請時期によって口座引落(毎月23日※特例貸付)がなされる場合がございます。

※申請があり承認されましたらおおむね次月の口座振替日から停止となります。

(2)償還猶予申請については、関係機関や団体・自立支援機関等に情報提供することがあります。

6 様式等

[償還猶予申請書と記入例についてはこちら](#)

【少額返済申請】

特例貸付の償還(返済)については、借入時に償還計画のとおりとなっておりますが、計画通りの額では負担が大きいため月々の償還額を少額にしたい場合は少額返済の申請をすることができます。

1 少額返済対象資金

緊急小口資金※

総合支援資金(初回)※

※償還開始または償還開始直前の資金に限ります。

2 申請方法

鹿児島県社会福祉協議会へご相談ください。

3 確認内容

(1)少額返済は、借入金額を減額するものではなく、月々の返済金額を少なくするものです。

(2)少額返済をした場合でも、最終償還期限の延長はできないため期限までに償還が完了しない時は、残元金に対して延滞利子が発生いたします。

(3)少額返済申請についても、関係機関や団体・自立支援機関等に情報提供することがあります。

4 様式等

[少額返済申請書と記入例についてはこちら](#)

【償還猶予・少額返済に関するお問い合わせ先】

特例貸付コールセンター 099-821-8213
受付時間:9:00 ~ 17:00(平日のみ)